

世界をつなぐ。

RECRUIT GUIDE

総合職 2023年 入庁案内

未来をつくる。



出入国在留管理庁

Message 出入国在留管理庁人事担当者からのメッセージ

法務省入国管理局は、平成31年4月1日、従来の施策である出入国審査、在留外国人の適正な管理、難民の保護などに加え、外国人の受入れ環境の整備に関する総合調整という新たな役割を担うこととなり、「出入国在留管理庁」として大きく舵を切ることとなりました。

令和4年には、外国人の受入れ環境の整備に関し、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定しました。また、ロシアによる侵攻を受けたウクライナからの避難民の日本への受入れ等、様々な支援策を実施しました。日々刻々と変化する国際・社会情勢に対応する出入国在留管理行政の重要性は、年々高まっています。

当庁では、世界各国からの外国人観光客を全国の空海港においてスムーズに受け入れるとともに偽装滞在を防止するために「人の目」と「コンピュータの目」を駆使しながら、健全な国際交流の推進に寄与しています。ほかにも、現在、少子高齢化時代における外国人労働者受入れの在り方の検討、高度外国人材の受入れの推進、安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進、難民条約に基づく難民の適正な保護のためのUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）との連携強化等の様々な施策を進めています。総合職で採用された職員は、庁内各課室等、政策立案の最前線において、日々頭を悩ませながら各種政策課題に取り組んでいます。



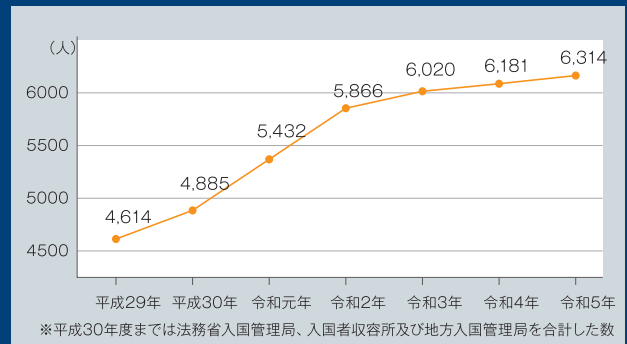
出入国在留管理庁の組織について

出入国在留管理庁は、「出入国管理及び難民認定法」(入管法)に基づき、我が国に入国又は我が国から出国する全ての人の出入国と我が国に在留する外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を行う行政機関であり、平成31年4月、法務省の外局として設置されました。

出入国在留管理庁では、これまで法務省の内部部局であった入国管理局が所掌してきた業務に加え、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行っています。

出入国在留管理行政は、出入国在留管理庁、その地方支分部局として全国8つの地域ブロックごとに設置されている地方出入国在留管理局、その下に設置されている支局及び出張所(支局の出張所を含む。)、また、施設等機関である入国者収容所において、6,314人の職員(令和5年度末定員)によって遂行されています。

出入国在留管理庁の職員数の推移



出入国在留管理庁

(令和5年4月1日現在)

本庁の組織		業務の概要
総務課		広報、人事、給与、定員、予算、福利厚生、人材育成、研修、防災、施設及び物品の管理に関する事など
出入国在留監査指導室		出入国在留管理庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適性を確保するための監察に関する事
情報システム管理室		出入国在留管理庁の情報システムの整備及び管理に関する事など
政策課		基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関する事、出入国在留管理基本計画の策定に関する事、法令案の作成に関する事、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び分野別の方針の策定に関する事など
外国人施策推進室		外国人の受入れ環境の整備に関して、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事
出入国管理部	出入国管理課	外国人の上陸許可に関する事、外国人の再入国の許可に関する事、日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認に関する事など
	難民認定室	難民の認定に関する事など
	審判課	外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事、難民不認定処分についての審査請求に関する事、被収容者の仮放免に関する事など
	警備課	外国人の入国、上陸、又は在留に関する違反事件の調査に関する事、収容令書及び退去強制令書の執行に関する事、被収容者の処遇に関する事など
在留管理支援部	在留管理課	外国人の在留の許可に関する事、在留資格認定証明書の交付に関する事、登録支援機関の登録に関する事など
	在留管理業務室	外国人の中長期の在留の管理に関する事
	在留支援課	外国人の在留の支援に関する事など
	情報分析官	情報の収集、整理及び分析並びに統計に関する事

地方支分部局

札幌出入国在留管理局/仙台出入国在留管理局/東京出入国在留管理局(成田空港支局/羽田空港支局/横浜支局)/名古屋出入国在留管理局(中部空港支局)/大阪出入国在留管理局(関西空港支局/神戸支局)/広島出入国在留管理局/高松出入国在留管理局/福岡出入国在留管理局(那覇支局) ※このほか、61か所に出張所があります。

施設等機関

東日本入国管理センター/大村入国管理センター



若手職員による
座談会

トークテーマ

採用1年目職員が思う「入管庁」とは



Q1 入管庁を志望した理由

中村 「社会に貢献する仕事がしたい」という漠然とした思いから、国家公務員を目指すようになりました。中でも、多文化共生に関心があり、入管庁の仕事に興味を持ちました。外国人が住みやすい社会とは、他者の違いを認める社会であって、外国人に限らず全ての人にとって暮らしやすい理想的な社会であると考えます。そのような社会(=外国人との共生社会)の実現に貢献したいと思い入管庁を志望しました。

大野 社会に貢献したいという点では、中村さんと近いところがあります。人口減少、経済停滞の社会において若年期を過ごす中で「日本社会を活力ある社会にしたい」と考えるようになりました。海外の様々なヒトを介して刺激を受けながら発展してきた我が国の歴史への興味、学生時代に経験した東南アジアへの交換留学や大使館へのインターンといった自身の実体験を通して、一人一人の外国人と向き合いながら国のかたちを考えることのできる仕事がしたいと思っていたところ、入管庁と出会いました。

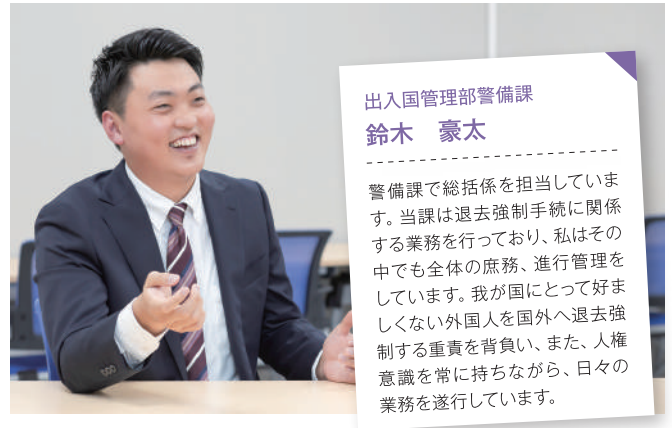
清水 私は、「日本の治安の良さを次世代にも引き継ぎたい」という治安維持の面から入管庁の仕事に関心を持ちました。また、日本社会をより良くすることでこれまでお世話になった方々に恩返しをしたいという思いから、国家公務員を志していました。在留外国人の増加とともに、あらゆるエスニシティが入り交じる日本社会の在り方に変わるのではないかと考えたときに、外国人の受入れ環境の整備と治安維持の両面を兼ね備える入管庁の仕事に魅力を感じ、入管庁を選びました。



政策課参事官室
清水 理沙

政策課参事官室は、入管庁における法案や政省令改正業務の中心を担っている部署です。私は現在、政策課参事官室の一体化PT(プロジェクト・チーム)で、在留カードとマイナンバーカードの一体化に関して、関係省庁との調整や法改正に向けた準備を行っています。

鈴木 私も清水さんと同じく治安維持に関心があり、入管庁を志望しました。高校生のとき、海外で日本人を狙った詐欺の被



出入国管理部警備課
鈴木 豪太

警備課で総括係を担当しています。当課は退去強制手続に関する業務を行っており、私はその中でも全体の庶務、進行管理をしています。我が国にとって好ましくない外国人を国外へ退去強制する重責を背負い、また、人権意識を常に持ちながら、日々の業務を遂行しています。

害にあったことをきっかけに、「国の治安維持や安全保障に関わる仕事がしたい」という思いを抱き、民間企業ではなく行政作用を司る国家公務員を目指すようになりました。治安維持の役割を担う省庁は他にもありますが、国を守る使命と国の経済発展の一翼を担うといった二面性を持つ入管庁は、霞が関で唯一無二の組織であると思います。

Q2 入庁前のイメージと入庁後の印象

中村 公務員という、やはり真面目で堅い方が多いイメージでした。自分はおおざっぱで抜けているところが多いとの自覚があり、入庁前は組織の中でちゃんとやっていたか不安でしたが、入庁してみると、想像以上に多種多様な方がいて、自分の個性や考え方を受け入れてもらえる雰囲気があり、働きやすさを感じました。休暇も取得しやすい環境ですし、学生時代と同じくらい旅行に行くことができます。

清水 私も、働きやすさの面でギャップを感じました。霞が関の職員はいつも遅くまで仕事をしているイメージでしたが、仕事のオンオフを切り替えて、プライベートを充実させることができます。仕事中は困ったことがあればすぐに周りの方々が助けてくれますし、上司が守ってくれます。日々の何気ない心遣いや声掛けに愛を感じる職場です。

大野 入庁後の印象として、当庁には非常に大きな“伸びしろ”があると感じました。先日、第二回東京イミグレーション・フォーラムに参加し、特に国際協力に関しては今後より一層強化が求められると改めて実感しました。例えば、新型コロナウイルスをはじめとした感染症やテロ、人身取引といった課題は、一国のボーダーコントロールだけでは根本的に対処できないの

で、各国との協力体制の強化を積極的に進めていかなければならないと考えています。

鈴木 当庁の“伸びしろ”については、私も日々感じているところです。当庁は前例のないことに取り組む機会が他省庁よりも多いと感じます。前例がない分大変な部分はありますが、自らの考えを新しい政策の企画立案に反映させる機会のある非常にやりがいのある職場です。

Q3 今後どのような職員像を目指すか

中村 仕事とプライベートを両立する女性職員のロールモデルのような存在になりたいと考えています。常に仕事100%の人生ではなく、年齢や人生のステージごとに自分がどうなりたいかという理想像をアップデートできる職員になりたいです。もう一つ、なりたい職員像として、“ゆるふわ”な職員でありたいという思いがあります。もちろんメリハリや自己研鑽も重要だと思いますが、どんなに追い詰められた状況でも、他人に優しく、自分にも優しい(笑)職員が私の理想です。



清水 一言、与えられた仕事の結果を出し続けられる職員になりたいです。そのため、1年目職員としてまずは、入管庁が所管をしている入管法や入管特例法、入管行政への理解を深めたいです。また、入管庁は平成31年に旧入管局から改組された組織ですが、中・長期的にはより大きな役割を担い、組織としての理念も一層打ち出す必要があると感じています。組織は人で成り立っているので、組織が進化を遂げられるよう、力をつけていきたいです。

大野 端的に言えば上司から信頼され、部下から尊敬されるような職員像を目指しています。そのために、国内外の諸法律や外国語についてさらなる知識や実力を身に付けていきたいと思っています。

鈴木 私たちは、入管庁の職員である前に日本国政府の職員です。入管庁としての考えを大事にする一方で、庁益と国益が結びついていない場合は、広い視野を持って解決に導かなければなりませんし、それは総合職職員の任務であると考えています。他省庁への出向などを通して、入管庁の枠を超えた広い視野と調整力を身に付け、あらゆる政策課題に立ち向かい解決できる職員を目指しています。

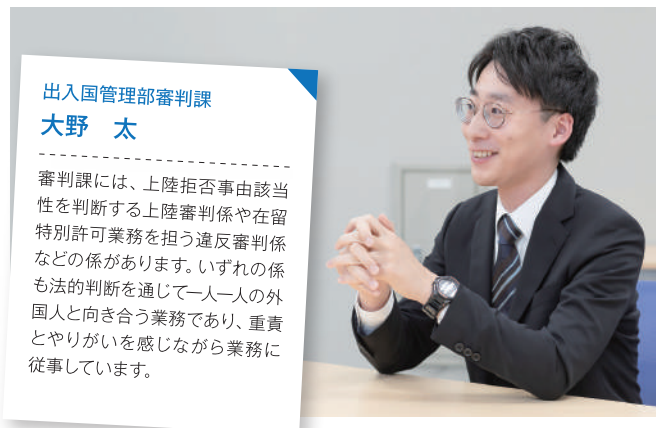
Q4 官庁訪問を経験して

清水 官庁訪問を通じて、この組織で働きたいと思えるか、しっくりくるかどうか、を感じ取ることが大切です。省庁によってカラーは様々なので、まずは官庁訪問で入管庁に足を運び、職員と直接向き合ってもらえたらと思います。因みに私が感じた入管庁のカラーは、「穏やか」「居心地の良さ」でした。面接官の方は「あなたのことをもっと知りたい」というような姿勢で向き合ってくださいる方が多い印象でした。

中村 官庁訪問は、自身をアピールする場所であり、職員の話の聴く場所でもあります。言い換えれば、選ばれる側であり、選ぶ側でもあります。職員のエピソードや考え方を知ることのできる機会として、楽しむことが一番です。

鈴木 官庁訪問において自身をアピールする際に求められるものは、目に見えた結果ではなく、「何に対してどう考えてどう行動したか」といったプロセスだと思います。そこに成功失敗は関係ありません。試験勉強も大事ですが、学生のうちに何か打ち込めることを見つけて、全身全霊で取り組んでほしいと思います。

大野 同期を見ていると誰もがキラッと光るものを持っています。「ここだけは負けない」といった要素が一つでもあれば、官庁訪問は上手くいくと思いますし、入庁後も自分らしさを伸ばしていくことで、活躍できる場、自分しか活躍できない場が出てくると思います。官庁訪問までに、自分自身と向き合い、自分らしさを磨くことをおすすめします。



志望者の皆さまへメッセージ

就職活動中の悩みや不安は尽きないと思います。私たち自身もまだまだ悩みながら働いていますが、国家公務員として、入管職員として、ここでしか実現できないことは確実にあると思います。正解はないと思うので、自分なりによく考えた結果、入管を選んでいただけたらうれしいです。

人生において最も重要なことは、「ベストな選択肢を選ぶことではなく、選んだ選択肢をベストにすること」です。入管庁は、若くてこれから急成長を遂げる組織です。それはつまり、若い職員や熱意に満ちた職員が組織に対して与えられる影響力が大きいということです。

皆さんも入管庁に入って、我々と共に汗をかき、入管庁への入庁を人生におけるベストな選択にしてみませんか？

本庁で活躍する

職員紹介

STAFF INTRODUCTION

CENTRAL OFFICE

政策1

円滑かつ厳格な出入国審査



出入国管理部出入国管理課補佐官

久米 輝幸

平成16年入省 法律

略歴

平成 23年 4月	法務省入国管理局入国在留課研修審査係長
平成 25年 1月	法務総合研究所研究部
平成 26年 4月	法務省入国管理局総務課計画係長
平成 27年 4月	外務省領事局政策課課長補佐
平成 29年 4月	東京入国管理局横浜支局 就労・永住審査部門統括審査官
平成 31年 3月	在ニューヨーク日本国総領事館領事
令和 4年 4月	現職

「円滑さ」と「厳格さ」の両立

「入管」と聞いてまず思い浮かぶのは空港での入国審査の場面だと思います。私が所属している出入国管理課は、そんな全国の空海港での出入国審査業務を所掌しています。

「円滑かつ厳格な」出入国審査という言葉は、私が入省した当時からよく耳にしたフレーズですが、今も色あせることなく使われ続けています。それは、国境と入国審査が存在する限り、追い求めるべき不変のテーマだからなのかもしれません。

日本の玄関口でスムーズに入国できるようにすることは、我が国から訪日外国人への最初の「おもてなし」です。しかし、待たせてはいけないからといって、審査がおろそかになり、テロリストなどの入国を許してしまったり、入国審査の意味がなくなってしまうのです。

だからこそ、私たちは、「円滑さ」と「厳格さ」という相反する概念を両立できる入国審査のあり方を模索してきました。例えば、日本到着前に乗客の情報を把握できる仕組みを導入したり、入国時に指紋や顔写真の提供を

義務付けたりして厳格化を図る一方、指紋・顔認証技術を活用した「自動化ゲート」を導入して円滑化を促進してきました。ただし、この自動化ゲートの対象となる外国人は限られており、ほとんどの外国人は対面での審査を必要とするのが現状です。

観光立国を掲げる我が国は、訪日外国人旅行者数を2030年までに6,000万人に増やす目標を定めています。今後、大幅に増加していく外国人にもしっかりと対応していくためには、日々進化するデジタル技術を活用し、さらに高いレベルでの円滑さと厳格さを兼ね備えた画期的な入国審査の仕組みを考え、実現していかなければなりません。制度設計に当たっては検討すべき課題も多く、困難を伴いますが、様変わりするであろう未来の入国審査の風景を想像しながら、より良い制度を目指して同僚たちと議論を交わすのは本当に楽しいものです。

世界にも類を見ない次世代の入国審査の方法を、あなたも一緒に考えてみませんか？

我が国へ上陸しようとする外国人は、個人識別情報(指紋及び顔写真)を提供するとともに、入国審査官からインタビューを受けます。入国審査官は、外国人が所持する旅券及び査証が有効であること、我が国において行おうとする活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格に該当し、一定の在留資格については省令に定める基準に適合していること、上陸拒否事由に該当しないことなどの、上陸のための条件に適合しているかどうかの審査を行い、これらの条件に適合すると認められたときに上陸を許可します。また、出国しようとする外国人に対しては、出国の確認を行います。さらに、日本人の帰国についても、入国審査官がその事実の確認を行っています。

今後も増加が見込まれる訪日外国人に対して、円滑かつ厳格な出入国審査を実施するために、様々な取組を行っています。



在留管理支援部情報分析官付法務専門官

渡邊 昌子

平成22年入省 法律

略歴

平成 23年 4月	法務省入国管理局総務課企画官室
平成 26年 4月	法務省大臣官房司法法制部司法法制課
平成 27年 4月	法務省入国管理局 総務課難民認定室難民企画係長
平成 28年 6月	行政官長期在外研究員(米国)
平成 30年 8月	法務省入国管理局参事官室法規第二係長
令和 2年 4月	内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付参事官補佐
令和 4年 4月	現職

効果的な水際対策を目指して

私たちが海外に行くとき、入国審査や待ち時間はできる限り短いほうがうれしく感じると思います。しかし、テロリストなど法令上入国を認めるべきではない外国人については、厳格に審査し入国を阻止する必要があります。

では一体どうすれば、入国を阻止すべき者かを空港の極めて限られた時間で判断することができるのでしょうか。多くの外国人の中から法令に反し入国を試みる一部の者を見逃さないために最も重要なことは、正確な情報をできるだけ多く収集し、事前に慎重審査の対象とすべき外国人を把握することです。

私は当庁におけるインテリジェンスを専門とする部署で働いています。テロリストや不法滞在者など慎重審査の対象となる者の情報を多く収集し、また収集した情報を分析して、全国の審査担当者等に提供しています。

特に、私は国内のインテリジェンス担当機関や外国の入国管理当局と情報連携を行うための枠組みを構築する業務を担っています。

例えば、外国の入国管理当局から直接審査の参考となる情報を得るため、海外の入国管理当局と情報連携

に関する文書を交わすための交渉を行っています。

海外の入国管理当局との交渉は、相手国の法制度や情報連携を実施するための条件が異なり難航することもあります。米国大学院で学んだことやこれまでの業務経験を活かし、相手国の事情を引き出しつつ、こちらの条件を正確かつ丁寧に伝えていきます。

テロリストや犯罪を意図する者の入国は、日本に住む多くの人々の命や生活を脅かします。また、不法就労者をあっせんするブローカーの入国を一度許すと、その後そのブローカーによって事情を正確に知らないまま連れてこられてしまうような外国人の入国をも認めてしまう可能性もあります。

コロナ対策としての水際措置が緩和され、入国者の増加が見込まれる中、厳格な審査の重要性も増しています。関係機関の担当者や空港で勤務する職員など様々な方々と話し合いながら、日本の水際対策をより一層強化するため、関係機関との連携を効果的に行おうと日々頑張っています。

本庁で活躍する

職員紹介

STAFF INTRODUCTION

CENTRAL OFFICE

政策2

外国人の適正かつ円滑な受入れ



政策課補佐官

原 太祐

平成17年入省 行政

略歴

平成 23年 7月	法務省入国管理局参事官室法規第二係長
平成 24年 4月	法務省大臣官房人事課企画第三係長
平成 24年 12月	法務大臣政務官秘書官
平成 28年 7月	在インドネシア日本国大使館一等書記官
平成 31年 4月	出入国在留管理庁総務課補佐官
令和 3年 8月	出入国在留管理庁改革推進PT補佐官
令和 4年 3月	現職

「この国を良くするため」の受入れ政策へ

今、このパンフレットを読んでいただいている皆さんは、どのような想いで就職先を選ばれていますか？「高い給与を得たい」、「ワークライフバランス重視」、「転職はちょっと…」、「海外に行きたい!」等々、多様な考え方があふれる時代です。

私の就職活動はもう遙か昔のことで、忙しい日々の中、当時のことはほぼ忘れていますが、一つだけ「この国をより良くしたい」という想いを抱いていたことだけは覚えています。

では、皆さんは「外国人」と聞くと、どんな方を思い浮かべますか？観光客、日本で働く労働者、勉学に励む留学生…人それぞれ様々な方々が思い浮かぶと思います。それだけ、現代の日本では外国人という存在が身近なものになっているということでしょう。

最後に、出入国在留管理庁（あるいは入管）と聞いて、どんな仕事が思い浮かぶでしょうか？多くの方は、海外旅行などに行く際に空港で通過する出入国審査の場面や、テレビで放映されていた不法滞在者の摘発の場面な

どを想像するのではないのでしょうか。それらの業務は、比較的多くの方に認知されたベーシックな入管（イミグレーション）の仕事と言えます。

令和4年現在、かつてないほど国際化が進み、外国人という存在が身近に感じられる中で、入管庁には、それらベーシックな業務に加えて、この国の将来を見据えながら、国民と外国人とが共に生き、互いに良き存在として暮らす秩序ある共生社会を実現するという任務が課せられています。決して野放図ではない、「日本がより良くなる」適正な受入れの在り方を考える。それがモダンな入管の仕事です。

個人的には、どの行政分野、どの省庁を選んだとしても、この国のためにならないことなどないと思っています。ただ、右肩上がり成長を続ける入管庁は、間違いなく「この国を良くする」ための政策ツールに溢れています。そんな組織で、共に良き日本を実現したい方、是非、一緒に働きましょう！

我が国に在留する外国人は、上陸時に決定された在留資格及び在留期間に基づいて活動することが認められます。在留中の外国人は、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、資格外活動の許可、再入国の許可などを受けようとする場合、地方出入国在留管理局で手続を行う必要があります。

外国人の日本における在留を認めるに当たっては、日本国民の利益や我が国の治安維持に配慮し、適正な在留管理に努めています。

また、外国人の入国・在留の管理に係る施策の基本方針を定めた出入国在留管理基本計画の策定や、深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための在留資格「特定技能」制度に関する基本方針など、さまざまな施策の企画・立案を行っています。



在留管理支援部在留管理課技能実習総括係長

浅野 亜里沙

平成27年入省 行政

略歴

平成 27年 4月	法務省入国管理局入国在留課
平成 29年 4月	法務省民事局民事第一課
平成 30年 4月	法務省大臣官房会計課
平成 31年 4月	厚生労働省職業安定局 外国人雇用対策課調整係長
令和 3年 4月	現職

外国人の適正かつ円滑な受入れのために

在留管理課は、その名のとおり、外国人の在留管理、すなわち「在留資格」の運用を担う部署です。中でも、私は、技能実習生の在留に関して、チーム内の業務のとりまとめを行っています。外国人の適正な受入れという入管庁の政策目標の実現のためには、制度の企画・立案が重要であることはもちろん、現行制度を適正に運用することも重要です。例えば、技能実習制度は現在ちょうど見直しの時期を迎えています。約33万人の技能実習生を目の前にして、今ある制度の中で、現場と連携しつつ現状を的確に把握し、仮に問題があったときに迅速に対応する仕組みを確保することも重要だと感じながら日々業務に取り組んでいます。

技能実習生について入国前の借金等の問題を指摘されることがありますが、その費用負担の実態について、関係機関と連携して新たに調査を実施し、公表しました。集計作業はチーム総出で行うなど、かなり大変でしたが、実態を把握した上で、改善のための方策を見出すことができるという意味において、やりがいのある仕事

でした。

また、厚生労働省に出向した際、コロナ禍の影響を受けて外国人にも多くの失業が発生する中で、利用できる支援策を急ぎ多言語で周知するなどしたことも印象的でした。

今これを読まれている皆さんの中には、国家公務員として日本の将来を担うべく、進むべき道を検討されている方々が多いと思います。私は、庁になる前の入国管理局時代、「今後の日本にとって外国人材の受入れは必要不可欠」との問題意識をもって官庁訪問に臨んだところ、面接官から「その思いを実現できるのはまさしく法務省!」と言われ、それを信じて入省しました。その後、局から庁になる中で、その役割は日に日に重大なものになっていると感じています。新たな組織のため、チャレンジングな仕事も多いですが、少しでも興味があればぜひ一度説明会や官庁訪問に参加してみてください。お会いできる日を楽しみにしています。

本庁で活躍する

職員紹介

STAFF INTRODUCTION

CENTRAL OFFICE

政策3

共生社会の実現に向けた 外国人の受入れ環境の整備



政策課外国人施策推進室外国人施策企画第一係長

櫛木 寛之

平成27年入省 法律

略歴

平成 28年 4月	法務省入国管理局総務課難民認定室
平成 29年 4月	名古屋入国管理局調査第二部門
平成 30年 4月	法務省刑事局国際刑事管理官付
平成 31年 4月	法務省大臣官房秘書課
令和 2年 4月	出入国在留管理庁 政策課特定技能国際企画第三係長
令和 3年 4月	出入国在留管理庁政策課計画係長
令和 4年 4月	現職

時代の要請に応じて推進する

令和4年6月、初の中長期的な政府方針である「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が関係閣僚会議で決定され、様々な背景を持つ外国人を含む全ての方が日本社会で共に歩むための省庁横断的な各種政策が整備されました。私は、外国人施策推進室で、外国人との共生社会の実現に向けた各種政策の企画・立案・調整業務を担当しています。

政府一丸となって、外国人との共生社会の実現に向けた意識啓発活動や外国人が生活上の困りごとを抱えないような環境整備を推進することは、時代の要請であり、形として目に見えないものですが、国民の生活に密接に関連するものであって、国の基盤を形作るものです。

出入国在留管理庁は、これまでと違い、外国政府や国際機関等から、外交政策的な観点を求められる機会が多くなっており、グローバルイゼーションの潮流の中にあります。そこで、時代の流れに取り残されず、むしろ、反転攻勢ができるよう、諸外国との意見交換を通じつ

つ、外国人が増加する要因・将来的な予測に関する分析に取り組み、日本の風土に合致した社会統合政策の在り方を検討してみたいと考えています。その一環として、令和5年度、私は人事院の行政官長期在外研究員制度により海外の大学院に在外派遣される予定ですが、その研究結果を将来の政府の政策決定に還元したいと考えています。

世相を反映し成長著しい出入国在留管理庁は、世論・世界からの声に日々向き合い、これからの日本の土台を形作ることや取り組んでみたい課題があり、解決策を具現化することにやりがいを感じる人にとっては、願ってもない環境です。

このパンフレットを手に取り、熱いメッセージを、クールな頭から導き出すことに関心があるのなら、総合職というのは、面白い選択肢の一つであり、門戸を叩くべきでしょう。それは一度きりの人生で、とてもダイナミックな冒険になることを約束します。

外国人の受入れ環境の整備に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整については、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)に基づき法務省が行うこととされ、平成31年4月からは出入国在留管理庁が行うことになりました。

具体的には、内閣官房とともに「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を開催し、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の決定(改訂)を行うなどの業務を行っています。

令和4年6月には、目指すべき外国人との共生社会のビジョン等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、これらに基づき、関係府省と緊密に連携し、外国人との共生社会の実現に向けた取組を進めています。

また、地方出入国在留管理局に「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、地方公共団体に設置・運営する一元的相談窓口地方出入国在留管理局職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っています。



在留管理支援部在留支援課在留支援総括係長

野田 恵理華

平成30年入省 行政

略歴

平成 30年 4月	法務省入国管理局警備課
平成 31年 4月	東京入国管理局調査第二部門
令和 2年 4月	法務省訟務局行政訟務課
令和 4年 4月	出入国在留管理庁 政策課外国人施策推進室 外国人施策調査係長
令和 4年 7月	現職

外国人の在留を効果的に支援する

在留支援課は、「外国人の受入れ環境の整備」という出入国在留管理庁の新たな任務に関する業務を担当しており、私は、四谷にある外国人在留支援センター(FRESC)において、在留支援に関する企画・立案等の業務に携わっています。同じフロアには、法テラスや東京外国人雇用サービスセンターなど4省庁8機関が入居しており、日々それらの機関と相互に連携を取りながら、在留支援に関する業務を行っています。

在留支援課での業務は、全ての業務が新鮮かつ印象に残る仕事といっても過言ではありません。中でも特に印象的だった仕事は、「四谷大好き祭り」というイベントに、FRESC・出入国在留管理庁の取組の周知・広報のため、FRESCとして出店したことです。当庁における在留支援業務は、比較的新しい業務であり、特に在留支援の広報については全く経験のない状態です。そんな中、一から展示内容等を考え、係や機関を超えてFRESCに入居している皆さんの協力をいただき、当日は多くの方に来場していただきました。来場者の、「入管って、空港

の?」「こんなこともしてるんだ!」という声を聞き、支援業務の知名度の低さを痛感するとともに、今、着実に支援業務を知っていただけているという実感を噛み締めることができました。

出入国在留管理庁の業務と聞いて、皆さんが思い浮かべるのは「出入国の円滑化」「不法滞在者の摘発」等で、「在留支援」はあまりピンとこないかもしれません。これまでに当庁が行った主な支援施策は、地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口に対する支援、在留外国人の生活に必要な情報をまとめた「生活・就労ガイドブック」の作成、在留外国人にもわかりやすい言葉を使用するための「やさしい日本語ガイドライン」の作成等です。このような施策に対し、「政府の機関で、こういったことができるんだ!」と、興味を持たれた方も多いのではないのでしょうか。共生社会の実現のためには、在留支援はとても重要な業務です。皆さんと一緒に働けることを、心よりお待ちしております。

本庁で活躍する

職員紹介

STAFF INTRODUCTION

CENTRAL OFFICE

政策4

安全・安心な社会の実現に向けた 不法滞在者対策等の推進



出入国管理部警備課医療企画調整官

永田 雄樹

平成14年入省 法律

略歴

平成 23年 4月	法務省入国管理局警備課企画調整係長
平成 24年 4月	総務省自治行政局 住民制度課外国人住民基本台帳室課長補佐
平成 26年 4月	東京入国管理局成田空港支局 審査管理部門統括審査官
平成 27年 3月	在タイ日本国大使館一等書記官
平成 30年 4月	法務省入国管理局審判課補佐官
令和 2年 4月	出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課補佐官
令和 3年 4月	出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課補佐官
令和 4年 4月	現職

不法滞在者等の退去強制と入管医療体制の強化

皆さんは入管の仕事にどんなイメージを持っていますか。空港での出入国審査や水際対策、日本にお住まいの外国人の在留資格審査、本国での迫害から逃れて来た方々の難民認定など、入管の仕事は多岐にわたりますが、私が所属する警備課は、不法滞在者や一定の刑罰に処せられた者などの退去強制に関する業務を担当しています。入管警備官が不法滞在の外国人を取り締まる光景を思い浮かべる方もいるかもしれません。いわゆるオーバーステイあるいは犯罪を行った結果として国外への退去が確定した不法滞在者を速やかに本国に送還することは、安全・安心な社会の実現はもちろん、国境を越えた労働者や留学生の円滑な受入れの促進、ひいては外国人との共生社会の基盤ともなる大切な仕事です。

他方、退去強制事由に該当するからといって、生命や尊厳をないがしろにして強引に手続を進めることは許されるはずもなく、1人1人の置かれた状況に十分に配慮した対応が必要です。これは私が担当する入管の医療対応に関する諸課題においてはとりわけ重要で、入管施設

で収容生活を送る間、傷病に罹患したり体調が悪化したりする被収容者が適切な医療を迅速に受けることができるよう、各地方官署の医師や看護師から入管医療現場の実情を直接聞き取りながら、各官署の診療体制や外部医療機関との連携の強化などに取り組んでいます。被収容者の生命・健康を守りながら、同時に迅速な退去強制手続を進めることが求められており、その難しさを痛感する毎日ですが、外部の有識者からの提言等も踏まえつつ、医療体制の強化に向けた各種方策の実現を目指しています。

このように入管庁では、日本の治安・安全と個人の生命・人権の両方を守る強い意識が求められます。また、より広い意味では、日本の外交・安全保障や経済・労働政策の一翼をも担う、とてもやりがいのある職場といえるでしょう。皆様の将来の選択肢の一つとして入管庁をぜひ検討してみてください。

我が国に在留する外国人の中には、不法入国や不法上陸した人、上陸許可を受けて入国したものの、在留期間を経過して不法残留をしたり資格外活動を行っている人、あるいは一定の刑罰に処せられた人など、我が国の社会にとって好ましくないと認められる人がいます。出入国在留管理庁では、これらの人々に対し、違反調査、違反審査及び口頭審理等を通じ、事実関係のほか、外国人の情状をくみ取るための手続を慎重に行い、退去強制事由に該当するか否かの決定を行い、その結果、国外に退去強制することが決まった人を送還するまでの一連の手続を行っています。

なお、我が国では入管法に定める退去強制事由に該当した外国人の全てが国外に退去されるのではなく、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。



出入国管理部警備課執行係長

杉山 智紀

平成27年入省 行政

略歴

平成 27年 4月	法務省入国管理局参事官室
平成 29年 4月	法務省大臣官房秘書課国会連絡調整室
平成 30年 11月	法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室
平成 31年 4月	出入国在留管理庁 在留管理課特定技能審査第三係長
令和 元年 9月	出入国在留管理庁 特定技能企画PT外国人材政策第三係長
令和 2年 4月	内閣官房副長官補室主査
令和 4年 4月	出入国在留管理庁ウクライナ避難民受入れ支援対策PT
令和 4年 6月	現職

外国人との共生社会の実現と不法滞在者対策は国を支える車の両輪

私は現在、警備課執行係長として「退去強制令書の執行」、すなわち安心・安全な社会の実現に向けた不法滞在者対策としての根本的な解決策である本国への強制送還の業務に関し、企画・立案や地方官署・関係機関との調整に関する業務を行っています。

私が入管庁を志望した動機の一つは、司法修習中に関わった外国人事件の経験から、日本のルールに従わない外国人を強制的に本国に送り返すことは究極の治安維持機能であり、まさに社会正義の実現の形だという実感にあります。

法務省に入省以来、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の策定、特定技能外国人受入れのための企画・立案、コロナ禍で困窮した在留外国人の支援、ウクライナ避難民の受入れ支援など、外国人の受入れや支援、外国人との共生社会実現などに関する政策に携わってきました。

外国人の受入れや支援に関する施策を遂行するためには、国民の理解を得る必要がありますが、日本のルー

ルを守らない外国人の存在は、日本の治安へ悪影響を与えるだけでなく、こういった国民の理解を妨げる要素にもなり、真っ当に日本で暮らす外国人への不当な差別につながりかねず、放置すれば外国人との共生社会の実現が遠のくこととなります。

こうした入省後の業務経験から、「外国人との共生社会の実現」と入省の動機であった「強制送還での治安維持」は、この国を支える車の両輪として上手く歯車がかみ合わなければならないことを実感しています。

この国には正義の形は様々あり、またそうあるべきですが、初心に帰って、現在の強制送還業務において一人でも多くのルールを守らない外国人を送還することが、私なりの社会正義の実現でありやりがいのある仕事となっています。

外国人への行政という視点での社会正義の実現、志のある皆さんと一緒に働ける日を待っています！

難民等の適正な保護



ウクライナ避難民受入れ支援対策PT 補佐官

山形 正洋

平成16年入省 行政

略歴

平成 23年 4月	法務省入国管理局総務課国際第一係長
平成 25年 4月	内閣府本府地域活性化推進室主査
平成 27年 4月	法務省入国管理局入国在留課法務専門官
平成 28年 4月	東京入国管理局審査管理部門統括審査官
平成 29年 4月	東京入国管理局違反審査部門統括審査官
平成 30年 4月	法務省大臣官房司法法制部 審査監督課法務専門官
令和 3年 4月	出入国在留管理庁在留管理支援部 在留支援課補佐官
令和 4年 4月	現職

ウクライナ避難民の受入れ支援

令和4年2月24日にロシアがウクライナへの侵攻を開始したことは記憶に新しいかと思います。ウクライナの惨状が連日報道される中、我が国では3月2日に総理がウクライナ避難民の受入れを表明しました。

当時、私は、四ツ谷にある外国人在留支援センター（FRESC）に入居する在留支援課に勤務していました。FRESCがウクライナ避難民の入国手続に関する問合せや自治体等からの支援の申出に関する相談に対応することとなり、FRESCに入居する東京出入国在留管理局と連携し一丸となって電話対応に当たりました。

本庁（霞が関）では庁内にウクライナ避難民受入れ支援対策PTが発足し、私も途中からこのPTの一員として、避難民支援の企画立案業務を担当することになりました。

特に印象に残っている仕事は、我が国に身寄りがない避難民と支援を申し出た自治体等との仲介作業（マッチング）の方針やマッチング候補地案の第一弾の決定に当たって、庁内の度重なる幹部会議に参加したり、官邸幹部への説明に同行したりするなどして、政府の意思決定の最前線に身を置いたことです。

他方で、地方出入国在留管理局に各都道府県を担当するウクライナ避難民支援担当を配置し、全国津々浦々

の出張所まで巻き込んだオール入管で支援体制を構築しました。各担当が地方自治体等と連携し、避難民に寄り添った支援に現場で取り組んでいる報告を受けると、現場職員の地道な努力があって成り立っている業務であることを実感しました。

この原稿の執筆時点ではウクライナ情勢は不透明な状況にあり、引き続き、人道上の措置として、ウクライナからの避難民の受入れと支援が必要な状況です。一刻も早い戦争の平和的解決を望みながら、避難民の受入れと日本での避難生活の支援に取り組んでいます。

令和の時代になり、入管庁の所掌事務に「在留支援」が加わりました。共生社会の実現に向けて外国人の受入れ環境を整備する取組です。当庁にとっては、ウクライナ避難民支援を含めて、「在留支援」は未経験の業務ばかりです。時には地方自治体や民間支援団体における先行事例に学びながら、私自身この新しい取組にチャレンジしていきたいと考えています。

このパンフレットをご覧になっている皆さんには、是非、入管庁が「在留支援」を担っていることを知っていただきたいと思います。そして、このミッションと一緒に取り組んでいただける熱意ある方をお待ちしています。

我が国は、1981年に「難民の地位に関する条約(難民条約)」に加入し、難民認定制度を設けています。

日本にいる外国人から難民認定の申請があった場合には、出入国在留管理庁において難民であるか否かを審査し、難民として認定する場合には、その外国人には「難民旅行証明書」の交付を受けることができるなど、難民条約に定められている保護が与えられることになります。

また、ウクライナ避難民など人道上の配慮を要する外国人に対しては、我が国への在留を認めているほか、庇護を必要とする外国人を適切に保護できるよう、各種取組を行っています。

さらに、我が国では、第三国定住による難民の受入れを行っており、出入国在留管理庁は主に受入れ難民の選考手続を担当しています。



出入国管理部出入国管理課難民認定室補佐官

篠崎 まどか

平成20年入省 法律

略歴

平成 20年 4月	法務省入国管理局審判課
平成 22年 4月	法務省刑事局国際課
平成 24年 4月	法務省入国管理局総務課給与係長
平成 25年 4月	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課調整係長
平成 27年 4月	法務省入国管理局入国在留課就労審査係長
令和 2年 4月	出入国在留管理庁在留管理支援部 情報分析官付法務専門官
令和 4年 4月	現職

難民の適正な保護に向けて

日本にいる外国人から難民認定申請があった場合、入管庁が個別に審査を行い、難民条約の定義に該当する場合に難民として認定しています。

現在私は、当庁が取り組んでいる難民認定制度の運用の一層の適正化に関連して、難民該当性に関する規範的要素の明確化、難民調査官の能力向上、出身国情報の充実といった具体的な施策についての各種検討や、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)等の関係機関との連絡調整を主に担当しています。

「難民問題」と一言で言うとき、「祖国にいられなくなってしまった人々を、国際社会が保護しなければならない」という基本的な理念を共有すること自体は、さほど難しくないかもしれません。ところが、それを個々の政策として具現化していくとなると、実際に検討すべき論点は多岐にわたり、関係する人々の意見も様々ですし、刻々と変化する国際情勢にもアンテナを張る必要があります。簡単に正解が出るものではないということを実感させられます。

しかし、そうした正解のない難しい問題に対応するた

めに、様々な立場の人々の意見を聞き、情報を取り入れながら、調整を繰り返し、目指すべき方向をチームで決定していくというプロセスに携われること、そして、そのプロセスが、日本社会の在り方に影響を与えるという大きな結果につながるということが、入管庁で働くことの大きなやりがいであり、醍醐味だと言えます。

私自身は難民問題が一番の志望動機だったこともあって、関係機関とのやりとり等を通じて得られる幅広い知見が自分の糧になっていることはもちろん、上司や同僚が自身の知識や経験を持ち寄って議論しながら課題を一つ一つ解決していく姿から学ぶことが多く、入管庁というところは常に、成長しなければ!と思わせてくれる環境だと改めて感じています。

国際的にみれば、紛争等を背景として強制移動を余儀なくされる人の数は増加の一途をたどっており、難民問題への日本政府の取り組みに対しても、国内外から様々な声が寄せられていることは事実です。正解のない問題に対しても、チームで前向きに取り組んでいける仲間が入管に増えると嬉しいな、と思っています。



在タイ日本国大使館一等書記官

星 智也

平成21年入省 法律

略歴

- 平成 21年 4月 法務省入国管理局 総務課出入国情報管理室
- 平成 25年 4月 財務省関税局 関税課国際調査第二係長
- 平成 27年 4月 法務省入国管理局 総務課企画室政策係長
- 平成 29年 4月 内閣府地方創生推進事務局 参事官付主査
- 平成 31年 4月 出入国在留管理庁政策課 外国人材政策総括係長
- 令和 2年 4月 東京出入国在留管理局 就労審査第一部門統括審査官
- 令和 3年 3月 現職

身近に日本を感じることのできるバンコクから

私は外務省に出向しており、現在、バンコクにある在タイ日本国大使館で法務アタッシュとして勤務し、民事、人権、入管関係の他に裁判所関連の業務を担当しています。タイは日本と地理的に離れていますが、在留邦人約10万人、日本企業約6,000社が進出しており、海外にいながら日本を身近に感じることができる国の一つです。

移民政策を含む外国人の受入れ政策の動向はタイにおいても耳目を集めるトピックですが、タイでは日本の入管庁が所管する業務は、タイ警察や労働省、内務省と複数の省庁に分散されています。省ごとに考え方や方針が異なるので、連絡を取る際に苦労する場合があります。外国人の受入れ政策や出入国在留管理の業務が集約されている日本の入管庁の素晴らしさを感じています。

また、コロナの入国規制の撤廃、人の往来の再開に伴い、要人の受入れという大使館ならではの業務も復活しています。特に令和4年は法務大臣の訪タイ、2度の総理の訪タイがあり、国内では経験できない様々な業務に携わることができました。様々な業務を経験したい方はぜひ入管庁の扉を叩いてみませんか。



外から見るという経験

私が出向し所属している部署は、来日外国人犯罪組織や国境を越えて活動する国際犯罪組織に対する総合的な対策の推進などを行っています。私は主に、外国人材の受入れに関する各種施策について、警察の観点から検討を行うとともに、庁内の関係部署や出入国在留管理庁（入管庁）を始めとする関係省庁との連絡調整を担当しています。

警察庁では、本庁採用者の他に、各都道府県警察から出向中の警察官も多く勤務しています。これまで仕事上の接点がなかった多様なバックグラウンドを持つ方々とチームになって仕事をするという機会は中々得られるものではなく、非常に貴重な経験であると感じています。また、入管庁の組織や政策を他省庁の立場から客観的に見てみることで、入管庁で勤務していたときとは異なる新たな視点があることに気付かされます。

入管庁では、他省庁への出向を通じて多様なフィールドで外国人に関する政策に携わることができる環境があります。このような経験をしながら、一緒に政策立案に携わってみませんか。



警察庁刑事局組織犯罪対策部
国際捜査管理官付課長補佐

和田 壮人

平成24年入省 法律

略歴

- 平成 24年 4月 法務省入国管理局入国在留課
- 平成 28年 4月 法務省入国管理局 総務課国際第一係長
- 平成 29年 8月 行政官長期在外研究員（英国）
- 令和 元年 0月 法務省大臣官房国際課 国際会議担当専門職
- 令和 2年 5月 出入国在留管理庁 出入国管理部出入国管理課 難民認定室難民企画第二係長
- 令和 4年 4月 警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課課長補佐
- 令和 4年 11月 現職



法務大臣政務官秘書官

飯澤 聡介 平成28年入省 法律

略歴

平成 28年 4月	法務省入国管理局総務課
平成 30年 4月	法務省訟務局行政訟務課
平成 31年 4月	法務省大臣官房会計課
令和 2年 4月	出入国在留管理庁 政策課参事官室法規第二係長
令和 4年 4月	出入国在留管理庁 政策課参事官室法規企画第一係長
令和 4年 8月	現職

「政」と「官」のプロセスの中で

私は今、高見法務大臣政務官の秘書官をしています。

国会議員であり、かつ政府の一員でもある政務官は、大臣や副大臣を支えつつ、国会との連絡調整等も担います。その業務は多岐にわたり、大変多忙です。

秘書官は、政務官の意思決定や判断をサポートできるよう、日程やタスクを管理し、国会対応や現場の視察も含めて公務の際は政務官と常に行動を共にします。入管庁にいた頃には中々関わることのなかった業務分野に接する機会が多くありますので、自分の役割をしっかりと果たせるよう日々勉強に励んでいます。

高見政務官が大切にされている「現場主義」の下で、実際に現場で起こっていることを政策に反映し、それをどのように説明することで理解を得ていくのか、その大きなプロセスを実際に見つつ、政務官の考えを学ぶことができる機会に恵まれたことは、とても幸運だと思っています。

入管庁の外から見ると、入管庁の業務は日々多様化しており、その重要性がますます高まっていることを肌で感じます。入管庁で自分の強みを活かしたいという熱意のある新しい仲間と一緒に働けるのを楽しみにしています。

出入国在留管理庁と 厚生労働省をつなぐ架け橋として

私は厚生労働省に出向しており、現在、同省職業安定局の外国人雇用対策課で勤務しています。外国人雇用対策課は、外国人の就職支援や外国人を雇用する事業所への雇用管理改善指導などを担当しているほか、外国人労働者数の公表を行っています。

「外国人」と一言と言っても、専門的・技術的分野で働く人、留学生、定住外国人など様々な方がいます。皆がそれぞれ能力を発揮して活躍できるような就労環境の整備に向けて、様々な取組を行っています。

また、出向者として出入国在留管理庁と厚生労働省を円滑に繋ぐということも重要な役割です。厚生労働省は人々の暮らしに関わる幅広い分野を担当していますので、共生社会の実現には両省庁の連携が欠かせません。厚生労働省の中の“ミニミニ出入国在留管理庁”として、日々の業務に取り組んでいます。

外国人受入れの在り方を考えること＝今後の日本の在り方を考えることです。広い視野と熱い思いを持った皆さんとお会いできることを楽しみにしています！



厚生労働省職業安定局
外国人雇用対策課調整係長

角村 佳祐 平成28年入省 行政

略歴

平成 28年10月	東京入国管理局審査管理部門
平成 29年 4月	法務省入国管理局総務課
平成 30年 4月	東京入国管理局調査第二部門
平成 30年11月	法務省入国管理局総務課
平成 31年 4月	法務省刑事局国際刑事管理官付
令和 2年 4月	法務省大臣官房会計課
令和 3年 4月	現職

Q.1 現職在任中に取り組んできた 主な業務を教えてください。



丸山 私の所掌する出入国管理部は空
海港での出入国審査、入管法違反者
に対する退去強制手続、難民認定等の業
務を所掌しています。これらの業務は出
入国在留管理庁発足前から長年行われ
てきたものですが、日々新たな問題が発
生し、その対応が求められます。最近、重
点的に取り組んできた事項は、令和3年

3月の名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案に係る調査
報告書で示された改善策の実施のほか、ウクライナからの避難民の受入
れや支援に係る業務等です。

君塚 私の所掌する在留管理支援部は、就労、勉学などの目的で我が国
に暮らす外国人の在留審査、在留カードの交付、それに地方自治体と連
携した相談案内、生活支援、多文化共生施策の推進などの業務に当たっ
ています。また、出入国在留管理行政の適正な運営の一環としてのイン
テリジェンスも受け持っています。出入国管理部は制度発足当初から長
い間引き継がれてきた業務が中心である一方、在留管理支援部では、人
手不足分野での外国人材の受入れが進められるなど日本国内で生活す
る外国人の態様が多様化している中で、日本人と外国人が一緒になって
安全安心で平和な社会を築いていく上での道しるべになるような新しい
施策に取り組んでいます。

Q.2 採用されたころの当庁と 今の当庁の違いを教えてください。

丸山 自身が採用されて35年が経過しますが、この間の出入国在留管
理行政を巡る状況は、採用当時に想像していた以上に大きく変わりました。
まずは行政対象の拡大です。量的には外国人新規入国者数が15.9
倍（コロナ禍前との比較）、在留外国人数が3.4倍（令和4年6月末との
比較）にまで増加しました。質的には外国人の管理的な業務に加え、在
留外国人に対する支援を含めた外国人の受入れ環境整備も担当するこ
とになりました。次に組織体制面ですが、何と言っても法務省の内部部局
の一つであった入国管理局から外局である出入国在留管理庁に改編さ
れたことですが、加えて、地方の組織体制も出張所の多くは海港への配
置から、在留外国人に便宜を図るため、内陸部や空港への再配置が進め
られました。

君塚 私は昭和の最後の年度に採用されましたが、その当時は「外国人
ならでは」の仕事に従事する受入れに限定されていました。その後平成
に入ってから「専門性・熟練度の高い外国人」を積極的に受け入れる一
方、国境を越えた人材育成を中核に据えた技能実習制度がスタートし、
卓越した能力を有する外国人を様々な特典付きで受け入れる高度人材ポ
イント制が導入されました。そして令和の時代が訪れ、人手不足の産業で
の受入れを前提に一定の専門性や日本語能力が証明されるなどの条件
を満たせば日本で就労することのできる特定技能の仕組みが新設され、

CONVER

幹部職員



世界情勢の変化と 出入国在留

出入国管理部長

丸山 秀治

昭和62年入省 法律

略歴

平成 11年 2月	在大韓民国日本国大使館一等書記官
平成 14年 4月	法務省入国管理局参事官室補佐官
平成 19年 4月	法務省入国管理局総務課総括補佐官
平成 21年 4月	法務省入国管理局総務課入国管理調整官
平成 22年 4月	法務省入国管理局総務課入国管理企画官
平成 23年11月	法務省入国管理局参事官
平成 24年 7月	法務省入国管理局出入国管理情報官
平成 25年 4月	法務省入国管理局審判課長
平成 27年 4月	法務省入国管理局入国在留課長
平成 31年 4月	出入国在留管理庁在留管理支援部長
令和 3年 4月	現職

SATION

部長対談



ともに変遷を遂げる 管理行政



在留管理支援部長

君塚 宏

昭和63年入省 行政

略歴

平成 12年 3月	在タイ日本国大使館一等書記官
平成 15年 4月	法務省入国管理局登録課補佐官
平成 21年 4月	法務省入国管理局総務課総括補佐官
平成 23年 4月	東京入国管理局警備監理官
平成 24年 4月	東京入国管理局次長
平成 26年 4月	法務省入国管理局総務課難民認定室長
平成 27年 4月	法務省入国管理局審判課長
平成 29年 4月	法務省入国管理局警備課長
平成 31年 1月	福岡入国管理局長
令和 2年 4月	大阪出入国在留管理局長
令和 3年 4月	現職

これに合わせて新たな外国人材の受入れ環境を整備する役割も担うこととなり、外国人の受入れ・共生に関する施策の総合調整を担う官庁として組織改編が行われ今日に至っています。採用当時にこのような変遷を遂げるとは思いもよみませんでした。今後も我が国の社会・経済の変化に連動する形で更なる成長が期待されるところです。

Q.3 業務を行う上で心に留めていることは何ですか。

丸山 当庁では、令和4年1月に策定された「出入国在留管理庁職員の使命と心得」に則った対応を心掛けています。心得の一つとして、「聴く力と話す力を養う」というものがあるのですが、申請者等の外部の方への説明はもちろんのこと、部下職員との関係においても、相手方の主張は一通り聴き、こちらの考えを丁寧に説明するよう心掛けています。また、「風通しの良い組織風土を作る」という心得もあるのですが、組織の肥大化に伴う縦割りの弊害を少しでも小さくすべく、複数の部署が連携してより適切な業務処理ができる体制作りに取り組んでいます。

君塚 入管行政を担っていく上で、スマートなコミュニケーションが大切だと思います。組織の中では「報告・連絡・相談（いわゆるホウレンソウ）」、そして対外的にはしっかりとした分かりやすい説明を行いながら広く国民世論の支持を得ていくことが肝要です。在留外国人は様々な母語を持っており、我が国社会に溶け込んで経済・文化の発展に寄与いただく上で、双方向の情報伝達のための多言語対応、やさしい日本語の普及、日本語学習の機会提供といったコミュニケーション手段の充実も課題となっています。外国語の得意・不得意ということに囚われず、あらゆることに興味を抱きながら自己研鑽を図り、国際交流に関わっていくことを志向する方にとっては大いに適性のある職場だと思います。

Q.4 当庁を志望する方へのメッセージをお願いします！

丸山 今後も我が国に出入国・在留する外国人の増加が見込まれることから、出入国在留管理行政は、他の行政分野以上に変化が見込まれるほか、国民の注目度も高まるでしょう。また、世界情勢の変化を踏まえた対応を求められることも増えるでしょう。出入国在留管理庁は、このような変化に柔軟に対応できる皆さんをお待ちしています。

君塚 入管行政に対しては様々な見方があります。大学などで現役学生の皆さんに出前講義を行うと、「社会の少子高齢化が進む中で労働移民の受入れが必要」「世界中で困窮している人々を難民として受け入れるべき」という積極論や、「欧米諸国で治安や社会保障に問題が起きており国民生活に与える影響は大」という慎重論の双方の意見が聞かれます。将来の日本社会はどうあるべきかを互いに議論する中で外国人の受入れもテーマに加えてもらい、そうした中で新鮮な感覚と斬新な発想で入管行政の進むべき道を自ら開拓しようというチャレンジ精神を持った若い皆さんが果敢に入管庁の門を叩いてほしいと思います。



Question 1



出入国在留管理庁ではどのような人材が求められているのですか。

出入国在留管理庁は、相手のニーズを的確に把握するコミュニケーション能力を持ち、日々刻々と変化する社会・経済情勢の中で、多様化する行政ニーズに柔軟に対応することができる人材を求めています。なお、人物本位の採用を行っているため、年齢、新卒、既卒、出身校や出身学部等は一切影響しません。



Question 3



英語力はどの程度必要ですか。

英語力は高い方が望ましいですが、採用時に英語力が高くなくても、採用後の研修や自主的な勉強により英語力を高め、国際的な分野で活躍している職員も多くいます。



Question 5



研修制度について教えてください。

人事院や内閣人事局などが実施する各種研修のほか、民間の語学学校に職員を派遣する委託研修や、人事院の制度を利用した国内外の大学院への派遣研修などがあります。



Question 7



試験区分によって携わる業務内容や採用後の任用に違いはありますか。

出入国在留管理庁では、採用時の試験区分に関わらず、出入国在留管理行政全般に携わることとなります。また、採用後の任用についても違いはなく、本人の希望や適性次第で様々な業務を経験することができます。



Question 2



出入国在留管理庁ではどのような知識が必要ですか。

出入国在留管理行政には、学生時代に学んだ内容だけでは対応できない事柄も多く、入庁前に有している知識よりも、入庁後に得る知識や経験の方がより重要になります。そのため、職員には様々な学部の出身者がおり、入庁時に特別な知識は必要ありません。



Question 4



仕事や研究で海外に行く機会がありますか。

書記官や領事等として在外公館で勤務する機会や国際会議への出席等で海外出張する機会があります。また、人事院の行政官長期在外研究(2年)や行政官短期在外研究(1年又は6か月)等を利用して、留学又は国際機関等で研究を行うこともできます。



Question 6



勤務地と異動について教えてください。

採用後は本庁に配属され、2年目に地方出入国在留管理局などで勤務し、実務を経験します。その後は、本庁、地方官署、法務本省、他省庁などで、様々な経験を積むこととなります。



Question 8



採用実績を教えてください。

直近3か年の総合職の採用実績は以下のとおりです。なお、他の試験区分も採用の対象としていますので、遠慮なく官庁訪問にお越しください。

- ▶ 令和2年度 行政:3名(2) 法律:4名(2) 政治国際:2名(1)
- ▶ 令和3年度 経済:2名(1) 法律:3名(2) 政治国際:4名(3)
- ▶ 令和4年度 行政:2名(2) 法律:1名(1) 政治国際:6名(1)

※()は女性で内数



■ 問合せ先

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1
出入国在留管理庁 総務課人事係
TEL 03-3580-4111 (法務省代表番号)



出入国在留管理庁

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

